

**1. 台風15号による災害に対する金融上の措置について**（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、労働金庫業界、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 今般の台風による被害は、特に千葉県内の広範囲で停電が続いている等多数の被害が出ている。被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、停電による人的被害が更に拡大するおそれから、9月12日（木）、千葉県の25市15町1村に災害救助法の適用がなされ、これを受け、関東財務局千葉財務事務所より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させて頂いた。
- 被災地で営業している預金取扱金融機関におかれては、こうした要請を踏まえ、預金の払戻し、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更等、休日営業又は閉場時間外の営業などについて、被災者の立場に立った柔軟な対応を改めてお願いしたい。
- また、被災地で営業している保険会社におかれては、こうした要請を踏まえ、迅速な保険金支払いへの配慮、保険料の払込み猶予期間の延長などについて、被災者の立場に立った柔軟な対応を改めてお願いしたい。

**2. FATF 第4次対日相互審査への対応について**（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- FATF オンサイト審査がいよいよ来月28日から3週間の予定で行われる。オンサイト審査のインタビュー対象先は9月中下旬に選定される予定である。インタビュー対象となった先にはインタビューの準備をして頂くことになるが、ロジ面も含め金融庁としてしっかりとサポートをさせていただく。
- 他方、インタビューに選ばれるか否かに関わらず、各金融機関にお

かれては、マネロン等における適切なリスク管理体制の構築やリスクの特性に応じた取組みを引き続き経営課題として進めていただきたい。今回の FATF 審査は通過点に過ぎず、継続的に態勢の高度化を図っていく必要があることを今一度ご理解願いたい。

- 政府としても、金融機関等の利用者の理解を深めて頂くために、本年 8 月から 9 月にかけて、新聞広告、ラジオ、テレビ等により、金融機関窓口等での取引時の情報提供への協力を求める政府広報を実施したところである。

### 3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IV)

**の実施について** (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会)

- 本年 10 月 3 日～11 日にかけて、金融庁主催による 4 回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall IV) を実施する予定である。

今回は、来年の東京オリ・パラ大会の開催時におけるリスク等を想定したシナリオで演習を実施する。演習の準備段階より貴協会にも多大なるご協力をいただき、感謝申し上げます。演習結果については取りまとめの上、業界全体にフィードバックさせて頂く。

### 4. 5%ルールの見直し等に係る銀行法施行規則等の改正案の公表 (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

- 業界からの要望に対応するため、銀行等の議決権保有制限の緩和、その他銀行法施行規則等の改正案を公表するもの。10 月中に公布・施行を予定である。
- 銀行等に関する、主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ 事業再生、事業承継等を行う企業に対し、出資を可能とする銀行等の議決権保有制限 (いわゆる 5%ルール) の例外措置の拡充・新設
  - ・ 近年多発する集中豪雨や大型台風などの異常気象等の発生時における金融機関の営業店に係る臨時休業の手続の緩和

- なお、今後、銀行等が事業承継を行う企業に対し出資する場合には、その企業とコミュニケーションをよく取り、その企業の事業承継を真に支援するものとなるよう、ご留意願いたい。
- 今後も皆様の取り組みをサポートするよう規制の見直しを不断に行っていきたいと考えているので、障害となるような規制があれば遠慮なくご相談いただきたい。

## 5. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取り組み事例集等の公表について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会）

- 8月7日にガイドラインの活用促進に係る行内態勢の整備や運用規定の制定等、組織的な取り組み事例を取りまとめた『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取り組み事例集」を公表した。
- 具体的な事例を紹介させていただくと
  - ・ 営業店長権限貸出の要件を緩和し、新規融資時において、ガイドラインの要件をすべて充足していない取引先であっても、事業性評価等を通じて把握した内容を踏まえ、営業店長の権限で無保証融資を可能とした取り組み
  - ・ 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とし、旧経営者の保証を継続する場合は、適宜経営者関与の度合いを確認し、保証の交代または免除を検討する取り組みなどを取り上げている。
- また、今回、金融機関による具体的な活用事例を取りまとめた『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」に新たに14事例を追加した改訂版も同日に公表した。
- 今後の取り組みとして、経営者保証が事業承継の阻害要因となり得ることから、事業承継時に焦点を当てたガイドラインの特則を策定し、原則として二重徴求を行わないことなどを明記する予定。皆様におかれては今回公表した取り組み事例や、今後策定される特則を参考に、事業承継時を含めた保証徴求についてよく検討していただきたい。

- ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に向けて、こうした取組み事例を参考にさせていただきつつ、引き続き、過度に保証に依存しない融資に努めていただきたい。
- なお、金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）として、「事業承継時の保証徴求割合」及び「新規融資のうち経営者保証に依存しない融資割合」を設定した（9月9日）ところ。本年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状況の「見える化」を促進することとしており、各銀行においては確実な公表に向けたご対応をお願いしたい。

## 6. 外国人の銀行口座開設に対する対応について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- ある銀行が覆面調査を行ったところ、外国人の銀行口座開設について、ある支店では適切な対応が行われていた一方、別の支店では誤った認識に基づいて外国人の口座開設を断るような対応が行われていたという事例があった。
- 自発的にこのような覆面調査が行われたことについては大変好ましいが、皆様におかれては外国人の円滑な口座開設のための取組みを進めていただいているところ、その取組みをすべての支店、すべての担当者に浸透させることは容易ではないことが示された事例なのではないかと思う。
- また、外国人の口座開設時に障害になりうるものとして、印鑑の作成があるのではないかと思う。主要行では適切に対応いただいているとは思いますが、印鑑に馴染みのない外国人に対して、サインでの口座開設を案内したり、印鑑の作成方法について案内したりするなど、親切な対応をしていただくようお願いする。
- 金融庁としても、外国人の円滑な口座開設のためにこれまで要請してきたことがしっかりと浸透しているかどうか、今一度確認していく。皆様におかれても、外国人の円滑な口座開設と、マネロンや違法サービス利用の防止を両立していく観点から、より一層のご努力をお願いする。

## 7. 障がい者等の利便性向上に向けた取組みについて（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 障がい者の利便性向上に向けた金融機関の取組状況について、8月にアンケート調査結果を公表した。
- 各金融機関においては、視覚障がい者対応ATMの設置のほか、代読・代筆の手続きに関する内規の整備状況は引続き高い水準を維持しているものの、社内研修や外部講習、民間資格取得等の障がい者等への対応力向上のための取組みを行っていないと回答した金融機関も一部に見られるなど、現場への浸透は道半ばと考えられる。
- こうした中、本年6月に金融庁において開催した「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」においても、障がい者団体より、代筆・代読を断られるケースや手続きに時間を要するケースが多いとの意見が寄せられている。
- 意見交換会の議事概要も金融庁ウェブサイトで公表しているので、取組みの参考にさせていただき、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

## 8. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 2012年に顕在化したLIBOR不正操作問題を受けて、国内外で金利指標改革の検討がなされる中、英FCAベイリー長官が、「2021年末以降、LIBOR維持のため、銀行にレート呈示を強制する権限の行使は行わない」旨、表明したことに伴い、LIBORの公表が2021年末以降は恒久的に停止する懸念が高まっている。
- LIBORは、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用

されているため、備えのない状態でLIBORの公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。

- そのため、「2021年末」という時限を意識した対応が求められるが、金融機関に求められる具体的な対応策の例を数点申し上げる。
  - ① 取り扱う金融商品・取引のうち、LIBORを参照しているものの包括的な洗い出し
  - ② 顧客保護の観点から、LIBOR参照商品の取引がある顧客に対する説明も含め適切な契約内容の見直し体制の整備
  - ③ 金融取引以外でLIBORを参照している財務・管理会計やリスク管理等の業務の特定
  - ④ システムへの影響調査、及びその結果を踏まえたシステム開発
- また、証券会社におかれては、投資家説明会の開催、発行体による社債権者集会開催のサポート等、発行体と協力しながら投資家向けの対応を実施する必要。
- 今、申し上げた点以外にも対応すべきことは多くあり、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、混乱を招かぬよう対応をお願いしたい。金融庁としても、「実践と方針」で触れているとおり、LIBORからの円滑な移行を図るため、市場全体の取組みを支援していくとともに、顧客保護の観点も含め、金融機関側の移行計画やLIBORエクスポージャーの把握調査など、必要なモニタリングを実施していく所存。

## 9. On-site Visit (生命保険協会、日本損害保険協会)

- 今事務年度から保険会社に対するモニタリング手法の一つとして、“On-site Visit”という新たな手法を採り入れていきたい。
- これは、任意のオフサイトモニタリングという位置付けで実施するものであり、通常オフサイトだけでは把握しづらい業務運営の実態をよりの確に把握することを目的として、保険会社の本社・支社等への訪問も併せて実施するものである。

- 保険業法に基づく立入検査ではないことから、本社・支社等への訪問はあくまで真に必要な事項に限定して短期間（数日程度）で実施するほか、訪問する拠点・日程は事前に相談させていただくなど、過度な負担とならないよう実施していきたい。
- また、On-site Visitにおいて課題等が認められた場合には、適宜フィードバックしていきたいと考えている。

#### 10. コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本証券業協会、生命保険業協会、日本損害保険協会）

- 昨年10月の「コンプライアンス・リスク管理基本方針」の公表以降、大規模な金融機関を中心に、現状把握のためのヒアリングと経営陣との対話を実施し、その結果を取りまとめ、6月28日に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表した。
- 現状把握の結果、同基本方針にある「ビジネスモデル・経営戦略・企業文化とコンプライアンスは一体」、「法令等の既存のルールへの遵守にとどまらず幅広いリスクを捉える必要」といった考え方に対する経営陣の認識・理解が不足していることが課題と認識している。
- 金融庁として、各金融機関が企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理を進めるための後押しを行っていく必要があると認識しており、引き続き実態把握の継続、具体的な課題等に着目した対話等を進めていく。

#### 11. 認知症サポーターの養成、認知症に関する金融商品・サービスの開発・普及について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本証券業協会、生命保険業協会、日本損害保険協会）

- 本年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、「認知症の人ができる限り地域のよい環

境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、本大綱に沿った施策を着実に実施していく」こととされたところ。

○ 同大綱では、

- ・認知症の人と関わる機会が多いことが想定される金融機関の従業員等に対する認知症サポーターの養成講座を拡大すること
- ・後見制度支援信託やそれに並立・代替する預貯金の導入を推進すること
- ・認知症の発症に備える民間保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押しすること

などに取り組むこととされている。

○ 既に大手銀行においては、全ての店舗に認知症サポーターが配置されている状況であるほか、一部の金融機関では後見制度支援信託・預貯金の導入が行われているが、引き続き、各金融機関におかれては、認知症サポーターの養成や店舗への配置、認知症に関する金融商品・サービスの開発・普及に取り組んでいただきたいと考えている。

○ 損害保険会社各社におかれては、認知症の方が起こした損害について、賠償責任保険のひとつとして、家族の方が負う賠償責任をもカバーする商品を開発し、傷害保険や火災保険等に付帯して販売していただいているところ、引き続き、このような保険商品の普及にも取り組んでいただきたい。

○ 生命保険会社各社におかれては、認知症の発症に備える認知症保険の普及にも取り組んでいただきたい。

(以上)